

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第4号

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分掌)	(分掌)
第3条 (略)	第3条 (略)
経営企画課	経営企画課
(1) (略)	(1) (略)
(2) 経営に関すること。	(2) <u>経営及び予算</u> に関すること。
(3)～(11) (略)	(3)～(11) (略)
(略)	(略)
会計課	会計課
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>予算、一時借入金及び企業債</u> に関すること。	(2) 一時借入金に関すること。
(3)～(14) (略)	(3)～(14) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。